

掲載官報】

平成 22 年 10 月 27 日 号外第 225 号

【法令名】

○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 10 月 27 日 政令第 219 号

【管轄省庁】

厚生労働省

【施行期日】

平成 22 年 10 月 27 日

【制定の根拠規定】

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成21年法律第37号）第2条（同法附則第2条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）

【法令のあらまし】

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成21年法律第37号）第2条に規定する保険給付遅延特別加算金について、①及び②に掲げる場合の算定方法を、それぞれに定めるとおりに改める。

① 最終年度が昭和21年度以前の年度である場合は、当初年度から最終年度までの別表に掲げる各年度に支払われるべきであった時効特例保険給付（法第2条に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付）の額にそれぞれ同表に定める率を乗じて得た額を合算した額とする

② 当初年度が昭和21年度以前の年度であって、かつ、最終年度が昭和22年度以後の年度である場合については、昭和21年度以前時効特例保険給付（当初年度から昭和21年度までの別表の上欄に掲げる各年度に支払われるべきであった時効特例保険給付）の額にそれぞれ同表に定める率を乗じて得た額を合算した額と、時効特例保険給付の全額から昭和21年度以前時効特例保険給付の全額を控除した額に、昭和22年度から最終年度までの同表に掲げる各年度に応ずる同表に定める率を合算して得た率を昭和22年度から最終年度までの

年度の数で除して得た率を乗じて得た額とを合算した額とする

(第2条関係)

【改正される法令】

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号）

.....